

入札説明書

この入札説明書は、本県が発注する業務委託契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

「群馬県次期県税システム試験用帳票等作成業務」の業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和8年5月15日（金）

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
群馬県次期県税システム試験用帳票等作成業務（以下「委託業務」という。）
- (2) 委託業務の内容
群馬県次期県税システム試験用帳票等作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 仕様書交付期間
令和8年5月15日（金）から令和8年6月5日（金）の17時まで
- (5) 仕様書交付方法
群馬県ホームページ上に掲載する。ただし、仕様書の別添「帳票等参考レイアウト」（以下「仕様書別添資料」という。）は除く。
- (6) 仕様書別添資料交付方法
仕様書別添資料は、交付申請を行った者に対して交付する。
仕様書別添資料の交付を受けたい者は、別添「【様式1】仕様書別添資料交付申請書兼誓約書」により作成した申請書兼誓約書を、「16 問い合わせ先」に記載のメールアドレスあて電子メールにより提出すること、また、電子メール送信後、提出した旨を必ず電話で連絡すること。なお、電話による連絡は、仕様書交付期間中の土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時までに行うこと。
- (7) 現物帳票確認方法
一部の帳票等については仕様書別添資料に参考レイアウトのデータがなく、現物のみにより確認が行えるものがある。帳票等の現物（以下「現物帳票」という。）は「16 問い合わせ先」に記載の場所のみで開示を受けることが可能である。なお、現物帳票の貸し出しは行わない。
現物帳票の開示を受けたい者は、「16 問い合わせ先」に記載の連絡先に事前連絡し、訪問日時を調整したうえで開示を受けること。なお、電話による事前連絡と現物帳票の開示は、仕様書交付期間中の土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時までの期間のみ対応する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の等級区分Aに登載されている者であること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第 170 条第 2 項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (7) 資格者名簿の「営業品目」に「印刷」及び「封入封かん業務」が含まれる者であること。
- (8) 資格者名簿において、本社又は営業所の所在地が群馬県内であること。
- (9) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク及び ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得している者であること。
- (10) 入札公告日から過去 5 年間（令和 3 年度以降とする。）において、地方自治体を相手方とする、税務に係る帳票等作成業務で概ね同程度以上の契約実績を有すること。

4 入札参加資格の確認

- (1) この公告の入札の参加希望者は、「3 入札参加資格」に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加申請書兼誓約書及びその添付資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、申請期限日までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

①提出期間

令和 8 年 5 月 15 日（金）から令和 8 年 6 月 5 日（金）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日 9 時から 12 時まで及び 13 時から 17 時まで

②提出様式

次に示す別添の様式による。

- ・【様式 2】入札参加申請書兼誓約書
- ・【様式 3】課税（免税）事業者届出書
- ・【様式 4】契約実績表

なお、入札参加申請書兼誓約書の添付資料は様式 2 に記載のとおり。

③提出部数

1 部

④提出方法

原則として、持参又は郵送により提出する。なお、郵送による場合は、書留郵便とし、提出期間内に提出先に必着のこと。また、封筒に「群馬県次期県税システム試験用帳票等作成業務委託入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

電子メールによる提出も可能とするが、その場合は入札執行までに原本を提

出すること。また、電子メール送信後、提出した旨を必ず電話で連絡すること。
なお、電話による連絡は提出期間内に行うこと。

⑤提出先

「16 問い合わせ先」に記載の場所又はメールアドレス

- (2) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は別添「【様式5】入札参加資格確認通知書」による書面にて、令和8年6月10日(水)までに電子メールにより通知する。
- (3) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面にて電子メールによりその旨を通知する。
- (4) 提出期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。また、提出された書類は返却しない。
- (5) 入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から申請書等に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

5 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。

①提出期間

令和8年6月10日(水)から令和8年6月12日(金)までの毎日9時から12時まで及び13時から17時まで

②提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出する。

電子メール送信後、提出した旨を必ず電話で連絡すること。なお、電話による連絡は提出期間内に行うこと。

③提出先

「16 問い合わせ先」に記載の場所又はメールアドレス

- (2) 令和8年6月17日(水)までに説明を求めた者に対し書面にて電子メールにより回答する。

6 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札執行の日時

令和8年6月19日(金)14時

- (2) 入札執行の場所

群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁29階 293会議室

- (3) その他

入札の執行に当たっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書(入札参加資格確認通知書)又はその写しを持参すること。

7 入札方法等

- (1) 入札書は別添「【様式6】入札書」により作成し、封筒に封入の上、封筒の表に「群馬県次期県税システム試験用帳票等作成業務委託入札書在中」と記載すること。
- (2) 入札は、入札者又はその代理人の直接持参による入札とする。ただし、代理人に入札をさせる場合には、入札に関する権限を代理人に委任したことを証明する書類(委任状)を別添「【様式7】委任状」により作成して入札時に提出し、入札書に代理人について記名押印を行うこと。
- (3) 郵送により入札する場合は、書留郵便とし、令和8年6月18日(木)17時までに

「16 問い合わせ先」に記載の場所に群馬県総務部税務課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒にも「群馬県次期県税システム試験用帳票等作成業務委託入札書在中」と朱書きにすること。

- (4) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、規則の規定を守ることに。
- (5) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為をしないこと。
- (6) 入札書記載金額について、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (8) 第1回の入札において落札者がいないときは、第2回目の入札を行う。2回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

8 入札保証金

規則第173条第1項第2号の規定により免除

9 契約保証金

規則第199条第1項第3号の規定により免除

10 開札

開札は、「6 入札執行の日時及び場所等」に掲げる日時において、入札者を立ち合わせて行う。この場合に立ち会わない入札者があるときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札する。

11 入札の無効

- (1) 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ① 入札に参加する資格を有しない者の入札
 - ② 申請書又は添付資料に虚偽の記載を行った者のした入札
 - ③ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき
 - ④ 入札に際し、不正の行為があったとき
 - ⑤ 入札書の金額、氏名、印影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
 - ⑥ 代理人による入札の場合に、委任状の提出をしないとき
 - ⑦ その他、入札に関する条件に違反したとき
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

12 落札者の決定方法

- (1) 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

1.3 契約書の作成

別添の契約条項案により、契約書を作成するものとする。

1.4 入札参加の辞退

「4 入札参加資格の確認」において申請書等を提出した者が入札の参加を辞退する場合は、速やかにその旨の文書を別添「【様式8】入札辞退届」により作成し、電子メールにより「1.6 問い合わせ先」に記載のメールアドレスに提出すること。電子メール送信後、提出した旨を必ず電話で連絡すること。

1.5 入札説明書に関する質問受付

(1) 受付期間

令和8年5月15日（金）から令和8年5月29日（金）の17時まで

(2) 質問様式

別添「【様式9】質問票」による

(3) 質問方法

質問様式に記載の上、電子メールにより提出する。

電子メール送信後、提出した旨を必ず電話で連絡すること。なお、電話による連絡は、受付期間中の土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時までに行うこと。

(4) 提出先

「1.6 問い合わせ先」に記載のメールアドレスあて

(5) 回答方法

令和8年6月3日（水）までに、群馬県ホームページ上に掲載する。

なお、回答は入札説明書及び仕様書の追加又は修正等として扱うことがある。

1.6 問い合わせ先

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁9階

総務部 税務課 税務システム係

電話 027-226-2201

Email zeimu-sys@pref.gunma.lg.jp

1.7 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札説明書及び仕様書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。